

大阪市屋外広告物条例施行規則の一部改正について

1 改正理由

平成 29 年 10 月 1 日より、大阪市景観計画が改正・施行されることとなり、同計画において新たに設定される重点届出区域（御堂筋地区、堺筋地区、四つ橋筋地区、なにわ筋地区、土佐堀通地区、中之島地区）においては、従来の屋外広告物条例施行規則で定めている許可基準を上回る制限が行われることになっている。

屋外広告物法第 6 条第 1 項によれば、「屋外広告物条例は景観計画に即して定めるものとされている」ことから、大阪市景観計画の改正・施行にあわせて、大阪市屋外広告物条例施行規則の一部を改正するものである。

（参考）

屋外広告物法 [要約]

第六条（景観計画との関係）

景観計画に広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定められた場合は、当該景観計画を策定した景観行政団体の条例は、当該景観計画に即して定めるものとする。

2 改正内容

新たに重点届出区域（御堂筋地区、堺筋地区、四つ橋筋地区、なにわ筋地区、土佐堀通地区、中之島地区）の区分を設定し、屋外広告物の許可に当たっての基準を別表に追加するものである。

3 施行日

平成 29 年 10 月 1 日

4 これまでの経過及び今後の予定

	都市計画局 (都市景観委員会)	建設局 (屋外広告物審議会)
平成 28 年 7 月 14 日		第 39 回屋外広告物審議会 景観計画案の一部提示・説明
7 月 19 日	第 48 回都市景観委員会 景観計画案の提示・説明	
8 月 1 日	第 49 回都市景観委員会 景観計画案の決定	
9 月 6 日		第 40 回屋外広告物審議会 景観計画案の了承 屋外広告物ガイドプラン改正案 の了承
9 月 20 日～10 月 19 日	パブリック・コメント実施	
11 月 14 日	第 50 回都市景観委員会 景観計画変更案 (微修正)	
12 月 16 日	都市計画審議会での意見聴取 景観計画	
平成 29 年 2 月 2 日	第 51 回都市景観委員会 都市景観条例改正の概要	
3 月 29 日	都市景観条例改正可決	
4 月～	(周知期間) 景観計画・都市景観条例	
8 月 30 日～9 月 28 日		意見公募 屋外広告物条例施行規則改正案
9 月 12 日		第 41 回屋外広告物審議会 屋外広告物条例施行規則改正案 報告
10 月 1 日	(施行) 景観計画・都市景観条例	(施行) 屋外広告物条例施行規則